

最低賃金額の大幅な引上げを求める会長声明

2019年6月12日

兵庫県弁護士会

会 長 堺 充 廣

声明の趣旨

当会は、中央最低賃金審議会に対し、本年度、全国全ての地域において、最低賃金の大幅な引上げの答申を求めるとともに、兵庫地方最低賃金審議会に対し、最低賃金に関する今年度の答申にあたり、最低賃金を大幅に引き上げるよう決定することを求める。

声明の理由

- 1 昨年、最終的に、兵庫地方最低賃金審議会は、前年度比27円増額の871円とする答申を行い、同金額が兵庫県の最低賃金額となった。しかし、最低賃金額である871円では、フルタイム（1日8時間、週40時間、月173時間）で働いたとしても、月収約15万0683円、年収約180万円に留まるため、若者層のみならずあらゆる世代で、賃金のみで自らの生活を維持し、将来にわたり安定した生活を確保していくことは困難である。
- 2 政府は、2010年の「新成長戦略」で2020年までに最低賃金を全国平均1,000円とするとされ、その後の2016年の「ニッポン一億総活躍プラン」では、将来的に最低賃金を全国平均1,000円とすることを謳っていた。しかし、兵庫県の場合、「新成長戦略」に則り、2020年までに最低賃金を1,000円とするためには本年129円の引き上げが必要であるところ、その後の「ニ

「ポニー一億総活躍プラン」では、毎年3%程度の最低賃金の引き上げとされているため、毎年26,27円程度の引き上げに留まり、時給1,000円に達するには2024年まで待たなければならない。

この点、仮に時給1,000円が実現された場合も、フルタイムで働いたとしても、月収約17万3000円、年収約207万6000円に留まるため、賃金のみで自らの生活を維持し、将来にわたり安定した生活を確保していくためには、十分な額とまでいえるものでもない。

3 最低賃金の水準で稼働する者の多くは、女性や若年層であり、非正規雇用が多い。賃金の格差が、若年労働者や女性の貧困を引き起こし、一旦生じた貧困が親から子どもへと連鎖し、子どもの教育格差や貧困が発生するという状況が我が国でも報告されている。日本の2015年相対的貧困率は15.6%で、3年前の16.1%と大差なく依然として高い水準にあり、女性や若者に限らず、全世代で貧困が深刻化している状況である。最低賃金の大幅な引き上げによって、男女の賃金格差や世代間の賃金格差の解消を図り、我が国の将来を見据えた上で、働く者の中に横たわる格差から生じる貧困問題を早急に解消する必要がある。

4 また、兵庫県の平成30年度の最低賃金は最低賃金の全国加重平均874円を下回り、兵庫県と東京都の最低賃金（985円）との格差は114円に広がったままであるため、兵庫県と東京都では最低賃金の月収にして約2万円の格差が生じる状況が続いている。こうした都心部と地方の地域間格差の拡大は、兵庫県や神戸市の人口減少問題にも影響を及ぼしている。

兵庫県においては、全国加重平均を下回った状態にある最低賃金の迅速かつ大幅な引き上げによって、都心部と地方の地域間格差の解消と労働条件の改善を図り、中長期的な定住を期待できる若者層の生活を支えなければ、今後の労働力不足が懸念される事態になりかねない。

- 5 なお、最低賃金の引き上げに対しては、これまで中小企業の経営に影響を与えるなどの指摘がされてきた。政府が、中小企業に対する補助金制度や減税措置等により中小企業の生産性を向上させ最低賃金の引き上げを可能にする環境を整備することで、中小企業の経営への影響を生じることが回避できるはずである。また、政府は社会保険料の減免や減税、補助金支給等の最低賃金の引上げが困難な中小企業を支援する措置の検討を進めるべきである。
- 6 よって、当会は、声明の趣旨のとおり、中央最低賃金審議会に対し、本年度、全国全ての地域において、最低賃金の大幅な引上げの答申を求めるとともに、兵庫地方最低賃金審議会に対し、最低賃金に関する今年度の答申にあたり、最低賃金を大幅に引き上げるよう決定することを求める。